

## 第 91 回倫理委員会議事要旨（2024 年 5 月 14 日）

### I 日時：

2024 年 5 月 14 日（火）16:00～17:30

### II 場所：

公認会計士会館会議室及びオンライン会議

### III 出席者：

#### ○ 倫理委員会委員

（五十音順・敬称略）※印は本会の会員以外（特定社員を含む。）の委員を示す。

樋口誠之（委員長）、武藤智帆（副委員長）、山田雅弘（副委員長）、石井哲也、市川充（※）、佐々野未知、高田篤、林隆敏（※）、林祐樹（※）、三宅周兵、矢萩由紀子（※）、吉村智明、井村知代（※）（オブザーバー）

#### ○ 日本公認会計士協会

茂木哲也（会長）、後藤紳太郎（副会長）、西田俊之（常務理事）

### IV 議事要旨：

#### ◆ 審議事項

#### 1. 倫理規則及び倫理規則実務ガイダンス第 1 号「倫理規則に関する Q&A（実務ガイダンス）」の改正並びに「公開草案に対するコメントの概要及び対応」について

担当副委員長から、2022 年から 2023 年までにおける IESBA 倫理規程改訂（テクノロジー、上場事業体及び社会的影響度の高い事業体（Public Interest Entity：PIE）の定義、業務チームの定義及びグループ監査）を踏まえた倫理規則改正及び倫理規則における「守秘義務」の用語の見直し等に関して、公開草案に対して寄せられたコメントの概要や論点等について、4 月 23 日に開催された第 11 回倫理委員会学識者懇談会における意見への対応も含めた説明がなされた。

審議の結果、出席委員全員の賛成により承認され、倫理規則及び倫理規則実務ガイダンス第 1 号「倫理規則に関する Q&A（実務ガイダンス）」改正の最終案を 5 月の役員会に上程することとなった。

#### 【主なご意見】

- 秘密保持に関するコメントとして、R114.1 項の「業務上知り得た情報の秘密」が R114.2 項から R114.4 項まで及び用語集で使用されている「業務上知り得た秘密情報」と同じ範囲を示しているのかどうかに関する質問があるが、それに対する回答案では、この範囲に関

する質問に直接回答していないのではないか。

- 上記の R114.1 項等の解釈は、当該回答だけでは分かりにくいいため、研修等を通じて解説をお願いしたい。

(ご意見への対応)

「情報の秘密」と「秘密情報」はそれぞれ「秘密」と「情報」を指しており、それぞれ異なる文脈で使用しているが、趣旨を理解いただけるように、いただいたご意見を踏まえて修正の検討を行う旨の回答があった。

- 秘密保持に関する改正案 R114.2 項(4)に対するコメントへの回答案として、「技術的及び職業的専門家としての基準に基づいて会員が監査業務を実施する局面においては、R114.3 項(1)の「開示又は利用する法律上又は職業上の義務又は権利がある場合」の正当な理由に該当すると判断され」という記載があるが、何が正当な理由に該当するのかが明確となるように、「技術的及び職業的専門家としての基準に基づいて会員が監査業務を実施することは、R114.3 項(1)の「開示又は利用する法律上又は職業上の義務又は権利がある場合」の正当な理由に該当すると判断され」などと記載することが適切ではないか。

(ご意見への対応)

いただいたご意見を踏まえて修正の検討を行う旨の回答があった。

- 附則の中に、早期適用を可能にするとの記載があるが、法令等ではこのように明記することはまれであり、施行日前に適用する者は、自主的に適用することが通例なのではないか。

(ご意見への対応)

国際的なネットワーク・ファームの方針との整合性の観点から、会計事務所等によっては早期適用を行うことが想定されており、また、会計及び監査の基準や本会実務指針等では早期適用を可能にする旨の規定を設けることが通例である旨の回答があった。

## ◆ 報告事項

### 1. IESBA-NSS 会議報告（5月）について

担当副委員長から、IESBA-NSS 会議（5月）について報告がなされた。

### 2. 会員からの職業倫理相談状況について

担当副委員長から、最近の会員からの職業倫理相談状況について説明がなされた。

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp